

台風の被害による被害認定の参考例（木造・プレハブ）

【 損害割合の出し方 】

被害を受けた部位それぞれの損害割合を算定し、その合計により被害認定を行います。

被害を受けた部位	損害割合の範囲
① 屋根	0～15%
② 外壁	0～10%
③ 天井	0～5%
④ 内壁	0～10%
⑤ 床	0～10%
⑥ 基礎	0～10%
⑦ 柱	0～15%
⑧ 建具	0～15%
⑨ 設備	0～10%

部位ごとに、被害の程度とその被害を受けた面積の大きさにより損害割合を算定

各部位の損害割合を合計

《 例 》
【損害割合の算定例】右側の写真のような損害がある場合

① 屋根	損害割合	5%
② 外壁	損害割合	1%
③ 天井	損害割合	1%
①+②+③=7%		

※非木造の場合は部位の分類、損害割合の範囲が異なります。

①屋根～⑨設備の各部位の損害割合の合計が	
～ 9%の場合は	準半壊に至らない(一部損壊)
10～19%の場合は	準半壊
20～29%の場合は	半壊
30～39%の場合は	中規模半壊
40～49%の場合は	大規模半壊
50%～ の場合は	全壊

と被害認定します。

【 損害割合の出し方 】

損害割合 5%



屋根の4割程度で瓦がずれ、破損又は落下している。

損害割合 15%



屋根の全体で小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。

屋根

損害割合 1%



外壁の1割程度で釘が浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

損害割合 10%



外壁全体で全ての仕上材が脱落している。

外壁

損害割合 1%



天井の1割程度で天井板がずれ、一部脱落が見られる。

損害割合 5%



天井全体で天井板が脱落している。

天井

【参考】家屋被害割合認定に係る内閣府資料